

令和 6 年度

相模原市健全化判断比率審査意見書

相模原市監査委員

7 監査課第 6 7 7 - 1 号

令和 7 年 8 月 8 日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号)第 3 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

1 相模原市監査基準への準拠

この審査は、相模原市監査基準(平成 2 9 年相模原市監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく審査

3 審査の実施日程

令和7年7月1日から同年8月1日まで

4 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をいう。以下同じ。)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

5 審査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、別紙のとおり主な着眼点を定めて審査を行った。

6 審査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について関係諸帳簿及び証拠書類との照合等の手法により審査の手続を行った。

7 審査の結果

1から6までのとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ、その内容が正確であると認められた。

8 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実 質 公 債 費 比 率	2.9	2.8	25
将 来 負 担 比 率	—	—	400

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「－」と表記した。また、将来負担比率については、将来負担額よりも財政調整基金等の充当可能基金額等が上回ったため比率が算定されず、「－」と表記した。

以 上

別紙

健全化判断比率審査の主な着眼点

1 形式審査

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類(以下「算定書類」という。)は法令で定める様式で作成されているか。
- (2) 算定書類は法令で定める記載要領に基づき作成されているか。
- (3) 算定書類に記載された計数は、決算統計等の関係諸帳簿を基に正確に計上されているか。

2 実質審査(計数分析)

(1) 実質赤字比率

- ア 対象とする会計の範囲は適正か。
- イ 実質赤字額の算定において、継続費の通次繰越額、繰越明許費繰越額等は一般会計等の繰越計算書の額と一致しているか。
- ウ 標準財政規模の算定に臨時財政対策債発行可能額を含んでいるか。
- エ 計上額に重複はないか。

(2) 連結実質赤字比率

- ア 対象は全会計となっているか。
- イ 実質赤字額、資金の不足額、実質黒字額等の算定は各会計の合計額となっているか。
- ウ 標準財政規模の算定に臨時財政対策債発行可能額を含んでいるか。
- エ 計上額に重複はないか。

(3) 実質公債費比率

- ア 対象は全会計及び神奈川県後期高齢者医療広域連合に対する負担金等を含むものとなっているか。
- イ 特定財源の算定は適正か。
- ウ 準元利償還金の算定のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合に対する負担金・補助金で、当該連合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものがあるか。
- エ 標準財政規模の算定に臨時財政対策債発行可能額を含んでいるか。

オ 計上額に重複はないか。

(4) 将来負担比率

ア 対象は全会計及び損失補償を行っている神奈川県後期高齢者医療広域連合、地方公社・第三セクター等に対する負担金等を含むものとなっているか。

イ 将来負担額の算定の基礎となる市債の現在高は一般会計等の市債の現在高と一致しているか。

ウ 将来負担額の算定の基礎となる債務負担行為に基づく支出予定額の算定は適正か。

エ 将来負担額の算定の基礎となる一般会計等以外の特別会計等に係る市債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額の算定は適正か。

オ 将来負担額の算定の基礎となる組合等が起こした市債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額の算定は適正か。

カ 将来負担額の算定の基礎となる退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額の算定は適正か。

キ 将来負担額の算定の基礎となる設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額のうち、地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務の算定は適正か。

ク 将来負担額の算定の基礎となる組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額の算定は適正か。

ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の算定は適正か。

コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の算定は適正か。

サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額の算定は適正か。

シ 標準財政規模の算定に臨時財政対策債発行可能額を含んでいるか。

ス 計上額に重複はないか。